

公共施設への太陽光発電設備導入調査委託の詳細

環境部地域エネルギー課

1 目的

国は、2030年度までに国・地方公共団体が保有する太陽光発電設備が設置可能な建築物の約50%に設備を導入する方針である。本市においては、国の補助金や第三者が設置することでイニシャルコストが不要なPPAモデルなどの新たな手法を活用して、設備導入を検討し、進める。そのための各施設の導入適性等の基礎資料とするため、環境省の補助事業に応募し、調査を行う。

2 予算措置

(1) 歳出

再生可能エネルギー基金活用事業 委託料 14,300千円

(2) 歳入

①再生可能エネルギー基金とりくずし 4,300千円

②雑入（補助金執行団体からの交付のため） 10,000千円

※環境省補助金・メニュー

二酸化炭素排出抑制対策費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援のうち、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援）

3 調査の内容等

(1) スケジュール

本年3月下旬から公募開始予定の環境省の補助事業に、4月に応募する。採択結果の発表は6月を想定。採択を経て、交付決定されれば、プロポーザルにより委託事業者を選定の上、8～9月から調査を開始し、来年1月末まで実施する予定である。

(2) 内容

施設のデータや航空写真、改修の予定等を基に情報を整理し、対象施設を抽出する。図面や現地調査等により、施設に合った設備の配置や出力等を検討し、発電電力量や設置費用等を算出する。

調査結果を基に、導入の優先度、施設や施設群にあった導入手法、国補助金の活用等を検討し、報告書を作成する。